

第1期やすぎっこしあわせ計画 概要版

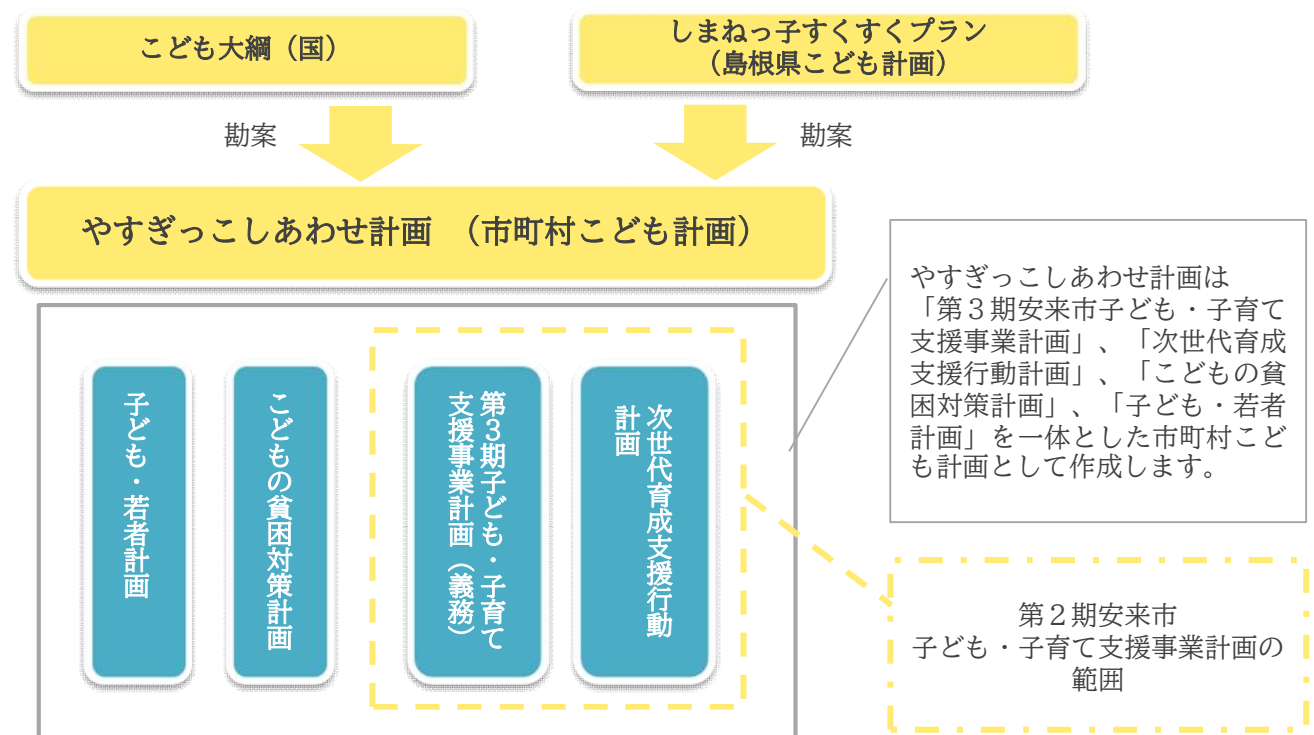
計画の概要

本計画は、令和5年4月に施行したこども基本法の考え方を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現のため、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至る切れ目のないきめ細かなこども・子育て支援施策を総合的に推進するものとして策定します。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に定める、「市町村こども計画」として位置づけ、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものです。

計画は、こども大綱、しまねっ子すくすくプランを勘案し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法の行動計画(すこやか親子21を含む)、「子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画」を含みます。



計画の対象期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画期間とします。

計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行います。

計画の基本的な考え方

基本理念

すべての子どもたちが幸せに生きていけるよう、
地域みんなで支え こどもと子育てにやさしいまち やすぎ

- ・ こどもは社会の希望であり、次代の社会を担う主役です。
- ・ すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざします。

基本的視点

視点1 「こどもの権利と最善の利益」を第一に考える。

視点2 ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」を実施する。

視点3 こども・若者の育ちを支えるまちづくりを推進する。

視点4 こどもを、子育てを社会全体で支える。

こども施策における基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

施策体系

「結婚・妊娠・出産」、「子育て」、「社会」といったライフステージごとの基本目標を設定し、こどもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進します。

	基本目標	施策の方向性
結婚 妊娠 出産	【基本目標1】 結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実	(1) 結婚を希望する若者への支援
		(2) こどもを授かるための支援
		(3) 親子の健康への支援
		(4) 食育の推進
子育て	【基本目標2】 こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備	(1) 子育て支援サービスの充実
		(2) 経済的負担の軽減
		(3) 相談体制、情報提供の充実
		(4) 保育サービスの向上
		(5) 子育てを支援する生活環境の整備
	【基本目標3】 こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	(1) 思春期の保健対策
		(2) こどもの生きる力の育成
		(3) 家庭と地域の教育力向上
		(4) 青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援
		(5) 放課後児童クラブの充実
		(6) こどもの安全の確保
		(7) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備
	【基本目標4】 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実	(1) こどもの権利擁護の推進
		(2) 児童虐待防止策の充実
		(3) こどもの貧困に対する対策
		(4) ひとり親家庭への支援
		(5) 障がいのあるこどもと家庭への支援
社会	【基本目標5】 誰でも活躍できる社会の構築	(1) 働きやすい環境づくり
		(2) こども・若者への自立支援

基本計画

基本目標1 結婚し、子どもを産み・育てるための支援の充実

方向性	内容	主な事業
①結婚を希望する若者への切れ目のない支援	市の機関や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、成婚までの支援に取り組みます。	縁結び相談「はぴこ交流サロン」、安来市結婚活動支援事業補助金制度、安来市の結婚関連情報、島根県の縁結び情報、縁結びボランティア
②子どもを授かるための支援	子どもを授かることを希望する夫婦に、一般不妊治療費等を助成し、子どもを授かるための支援を行います。	不妊治療費等助成事業
③親子の健康への支援	妊娠期、出産期、乳児期、子育て期など成長過程において、親子が元気に成長できるように適切な支援を実施します。	こんにちは赤ちゃん事業、こども家庭センターでの相談・情報提供、妊婦・産婦・乳児健康診査、産後ケア事業、歯科保健事業、小児予防接種事業
④食育の推進	こどもの健やかな成長のため、健全な食生活を実践できる力を育みます。	マタニティ教室、離乳食教室、マタニティ応援プロジェクト、保育施設等での金芽米無償提供、学校給食での金芽米提供

基本目標2 こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備

方向性	内容	主な事業
①子育て支援サービスの充実	子育て支援センター、つどいの広場を子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化します。	子育て支援センター事業、つどいの広場事業、ファミリー・サポート・センター事業、ブックスタート事業
②経済的負担の軽減	子ども医療費の助成対象の拡充など様々な形で経済的負担の軽減を図っていきます。	保育料軽減事業、副食費助成事業 子ども医療費助成事業、任意予防接種への助成、就学援助事業、新生児聴覚検査費助成事業
③相談体制、情報提供の充実	子育て支援センターにおける相談体制を強化し、様々な子育て相談に対応するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援へとつなげていきます。	総合相談窓口の設置、地域子育て支援センター・つどいの広場、子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」、母子健康情報アプリ「母子モ」での情報発信
④保育サービスの向上	子育て世代の保育ニーズにあわせた体制を整備し、待機児童ゼロを継続していきます。	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営、一時預かり・一時保育事業、休日保育、病児・病後児保育
⑤子育てを支援する生活環境の整備	安心して外出等できるような環境整備を行います。	市道改良事業、安心して利用できる公園等の整備事業、こども・子育て施設の支援機能強化及び整備

基本目標3 こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

方向性	内容	主な事業
①思春期の保健対策	将来を見据え、親となるこどもへ、生と性を育む保健教育の充実を図ります。	思春期保健事業（思春期保健連絡会、研修会等の開催）
②こどもの生きる力の育成	少人数指導や習熟度別学習等、指導方法の工夫改善を行い、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。	確かな学力を育てる教育の推進、ふるさと教育事業、地域学校連携・協働活動、学校図書館活用事業、高校魅力化推進事業、こどものための鑑賞会及びアウトリーチ事業、やすぎこども探検隊
③家庭と地域の教育力向上	保護者の学習機会の提供を進め、地域でのこどもに対する体験・交流活動が推進できるよう、支援を充実させていきます。	家庭教育支援活動、放課後こども教室、スポーツ少年団事業、環境教育の推進、牛乳パックおかえり事業、安来市地球温暖化対策地域協議会事業、こども探検スクール
④青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援	インターネット活用の正しい知識の普及啓発や、こどもたちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、こどもとその家庭に応じた支援を、関係機関と連携しながら進めていきます。	青少年を取り巻く有害環境対策の推進、スクールソーシャルワーカー配置事業、教育支援センター運営事業、スクールカウンセラーの周知・活用、子どもと親の相談員配置事業、子どもの育ちを支えるネットワーク会議、教育、特別支援、学校生活に関する総合相談
⑤放課後児童クラブの充実	地域と連携して、ニーズに応じた放課後児童クラブの体制整備に努めます。	放課後児童クラブ
⑥こどもの安全の確保	関係機関と連携し、交通安全への意識啓発を図ります。	交通安全教室の実施、防災出前講座の実施、登下校の交通指導、通学路等の危険箇所点検、対策の実施
⑦犯罪等の被害にあわないための環境の整備	関係機関と連携し、防犯教室の実施等、意識啓発に努めていきます。	防犯灯に対する補助事業、防犯カメラ設置の推進、消費者教育の推進、ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進

基本目標4 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実

方向性	内容	主な事業
①こどもの権利擁護の推進	こどもの意見表明の機会を確保し、政策にこどもの意見を反映します。	こどもの権利擁護についての普及啓発、こどもの意見を聴く体制
②児童虐待の防止	発生予防・早期発見・早期対応のために、支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援へとつなげていきます。	要保護児童対策協議会、子育て世帯訪問支援事業、こども家庭センター、児童虐待防止に関する周知啓発、こどもの一時保護、ヤングケアラーに関する支援
③こどもの貧困に対する対策	相談体制の充実、アウトリーチの推進により、すべてのこどもが希望を持てるよう切れ目のない支援に努めます。	子どもの居場所創出支援事業、一時預かり事業等の利用者負担軽減事業、生活保護、被保護者自立支援プログラム事業、生活困窮者自立相談支援等事業、住居確保給付金事業

基本目標4 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実

方向性	内容	主な事業
④ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭や寡婦が直面する様々な課題に対応するため、生活支援策や就業支援策を実施します。	ひとり親家庭相談体制の充実、子育て世帯訪問支援事業、児童扶養手当、母子父子自立支援プログラム策定事業、母子父子自立支援員プログラムに基づく就業支援、ひとり親家庭住宅支援資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付事業
⑤障がいのあるこどもと家庭への支援	ひとり一人の特性にあった障がい児へのサービスや支援の充実を図るとともに、障がいのあるこどもを育てる保護者や家族の不安や相談の受け止めやサポートを行い、家族支援、保護者支援を行います。	就学前障がい児一時預かり事業、障がい児保育、発達支援ルームにこころ、障害児通所給付、日中一時支援事業、発達相談事業、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、難聴児補聴器購入助成事業、保育施設での医療的ケア児の受入れ、地域子育て支援センターどじょっこ

基本目標5 誰でも活躍できる社会の構築

方向性	内容	主な事業
①働きやすい環境づくり	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を関連団体等と連携しながら行っています。	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成、育児・介護休暇制度に向けた就業環境の整備、男女共同参画社会への意識啓発
②こども・若者の自立に向けた支援	困難を有するこども・若者やひきこもりの人へ必要な支援を実施し、自立を促進します。	子ども・若者総合相談窓口、居場所事業、社会体験・就労体験事業、アウトリーチによる継続的支援、こころと身体の健康についての相談、社会を明るくする運動

計画の推進体制

①切れ目のない支援体制の構築

- こどもの成長過程や支援の必要性に応じて、総合的に対応できる体制の構築が求められます。
- 子ども未来課を主要な窓口として、庁内関係部局をつなぐネットワーク体制を整備し、一層の連携強化を図り、切れ目のない支援体制を構築します。

②支援を必要とする方への的確な情報提供

- こどもの成長に関わる施策は多分野にわたり、関係機関も様々であるため、支援を必要とするこどもやその家庭が相談したい場合、相談先がわからずに相談できず、不安を抱えたままにいる可能性があります。
- 個々の施策や関係機関について周知を図り、必要な人が必要な情報、施策、相談機関へ的確にアクセスできるよう、必要な対応を図ります。

③進捗評価

- PDCAサイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①教育・保育の量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。いずれも需要を上回る量の提供を予定しており、今後5年間で受け皿が確保される見込みとなっています。

区分		計画終了年度（令和11年度）	
		量の見込量	確保方策
教育希望	【1号認定】 3～5歳、幼稚園等利用希望、保育の必要なし	29人	118人
	【2号①認定】 3～5歳、幼稚園等利用希望、保育の必要あり	0人	0人
保育希望	【2号②認定】 3～5歳、保育園等利用希望	473人	618人
	【3号認定】 0歳、保育園等利用希望	121人	121人
	【3号認定】 1、2歳、保育園等利用希望	274人	274人

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。全ての事業で需要と同等もしくは上回る量の提供を予定しています。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和11年度）	
		量の見込み	確保方策
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。	383回/月	383回/月
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	低学年 2回/週	低学年 2回/週
		高学年 2回/週	高学年 2回/週
一時預かり事業 （幼稚園の預かり保育）	幼稚園・保育所（園）・認定こども園で乳幼児を一時的に預かる事業です。	1037回/年	1037回/年
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）		1087回/年	1087回/年
時間外保育事業 （延長保育）	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。	495人/年	628人/年
病児・病後児保育事業	病気や病気の回復期にあるこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育等を実施する事業です。	1203回/年	2151回/年

事業名	事業の内容	計画終了年度 (令和11年度)	
		量の見込み	確保方策
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業です。	451人/年	609人/年
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。	1876回/年	1876回/年
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関係する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	134人/年	134人/年
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	20人/年	20人/年
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。	5回/年	5回/年
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	1箇所	1箇所
妊婦等包括相談支援 事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。	402回/年	402回/年
乳児等通園支援事業 (誰でも通園制度)	保育所や認定こども園に通っていないこどもを養育する家庭が時間単位等で保育施設等が利用できる事業です。	6人/日	6人/日
産後ケア事業	産後の母子等に対し、健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業です。	130回/年	130回/年
子育て世帯訪問支援 事業	訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	5日/年	40日/年
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、適切な支援を提供する事業です。	5人/年	5人/年
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な支援を行う事業です。	3人/年	3人/年

第1期やすぎっこしあわせ計画 (第1期安来市こども計画) 概要版

■発行 令和7年3月
 ■発行者 島根県安来市
 ■問い合わせ先 安来市健康福祉部子ども未来課
 〒692-0404
 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1
 TEL (0854) 23-3214
 FAX (0854) 32-9230

「第1期やすぎっこしあわせ計画」
の本編は安来市HPに
掲載しています。

